## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

	工事名	さいたま新都心合同2号館(25)電気設備改修工事
	工事種別	電気設備工事
	工事場所(都県)	埼玉県
I	事場所(市区町村)	さいたま市中央区新都心2-1
工事概要		<ul> <li>敷地面積 約23,633m2</li> <li>1. 建物</li> <li>1) 2号館</li> <li>構 造:鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造) 地上26階地下3階塔屋2階</li> <li>建築面積:約 5,610m2</li> <li>延べ面積:約 101,000m2</li> <li>用 途:庁舎</li> <li>2)検査棟</li> <li>構 造:鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造) 地上7階塔屋1階</li> <li>建築面積:約 5,960m2</li> <li>延べ面積:約 32,800m2</li> <li>用 途:庁舎</li> <li>3)厚生棟</li> <li>構 造:鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造) 地上1階</li> <li>建築面積:約 980m2</li> <li>延べ面積:約 930m2</li> <li>用 途:庁舎</li> <li>工事種目:火災報知設備</li> </ul>
担当事務所		関東地方整備局 営繕部 保全指導・監督室
公告日/期限日/開札日		R7. 12. 1 / R7. 12. 22 / R8. 2. 13
工期		工期:工事の始期から540日間 (但し、令和8年8月3日(工事着手期限)までに工事を開始すること。)
入札契約方式/落札方式		一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(施工能力評価型 I 型)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 A等級又はB等級
	本店・支店・営業所 の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成22年4月1日以降の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 (ア)火災報知設備(受信機、感知器及び配線の施工を含むものに限る。)の更新又は新設ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が

500万円未満の工事)は、実績として認めない。

上記(ア)の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局等所掌の工事(地方整備局、 北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相 互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の 評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記(ア)の施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定事による分却工事の実績のみ同種工事

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

2) 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記 (ア) の要件を満たす同種工事の経験を有すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。

(ア) 火災報知設備(受信機、感知器及び配線の施工を含むものに限る。)の更新又は新設ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。

上記 (ア) の経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局等所掌の工事(地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記(ア)の工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ 同種工事の経験として認める。

## 配置予定技術者の 資格、工事経験等